23松資第000630号
令和5年10月12日

三重県土地家屋調査士会
会長　　川井　一浩　様

松阪市長　　竹上　真人

家屋補充課税台帳登録名義人の変更申請書の様式変更について

秋冷の候、貴会におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃は松阪市の税務行政にご理解を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、不動産登記法において、建物の所有権を取得したものは登記を申請しなければならないとされていますが、実際には未登記のまま市役所でのみ管理している建物が多くあります。このような建物の名義を変更する際に、松阪市では「家屋補充課税台帳登録名義人の変更申請書」を各事由に応じた添付書類と共に提出いただいており、今般、この申請書の様式と添付書類等について、若干の見直しをする運びとなりました。

つきましては、貴会会員の皆様に御周知をお願いいたしたくご連絡させていただいた次第です。ご多用のところ、大変お世話をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

先だってお知らせしました令和5年11月6日の地域振興局の税業務集約化に合わせ、新様式での運用開始を予定しております。新様式の確定については、当市ホームページにてお知らせさせていただく所存です。

変更後は当面の間、従前の様式による申請も可能とさせていただきますが、使用様式の早期切替えにご協力いただけますようお願いいたします。

なお、当申請について、集約化以降、各地域振興局での受付時における戸籍等添付書類のコピーおよび返却はできなくなりますので、ご不便をおかけすることとは存じますが、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

事務担当：松阪市総務部資産税課
電　話：0598-53-4033
ＦＡＸ：0598-26-9114
E-mail：shisan.div@city.matsusaka.mie.jp

様式案

家屋補充課税台帳　登録名義人の変更申請書

年　　月　　日

（宛先）松阪市長

下記のとおり、家屋補充課税台帳登録名義人の変更を、変更前後の登録者連署をもって申請いたします。

物件の表示	所在地番	種類	構造	床面積			備考
				1階	1階以外	計	
	松阪市						
	松阪市						
	松阪市						
	松阪市						
	松阪市						

変更の事由	売買　　贈与　　相続 その他（　　）
添付書類	印鑑証明　　戸籍謄本　　売買契約書　　遺産分割協議書　　公正証書 その他（　　）

変更前の登録者
住所
氏名　　㊞

変更後の登録者
（新納税義務者）
住所
ふりがな
氏名　　㊞
TEL　　（　　）

上記のとおり申請することを承諾します。　※上記物件記載の遺産分割協議書を添付する場合、相続人欄は記入不要です。

相続人		
	住所 氏名　㊞	住所 氏名　㊞
	住所 氏名　㊞	住所 氏名　㊞
	住所 氏名　㊞	住所 氏名　㊞

この物件に係る問題が生じた場合は、変更前後の登録者において解決し、市には迷惑をかけないことを約束します。

（※提出者（住所、氏名、昼間連絡のつく電話番号、新納税義務者等との関係）

---------- 市役所処理欄（記入しないでください） ----------

決裁	課長	主幹	係長	主任	主任	係

処理	入力	入力確認
	/	

＊原本確認

参考事項

＊裏面の添付書類等注意事項を必ず確認してください。

添付書類等注意事項

<table>
<tr><td rowspan="2">相続</td><td>相続人全員の住所、氏名の記入と、印鑑証明と同じ印鑑で申請書に押印し、下記の①②の書類を添付してください。
①戸籍謄本（法務局が発行する「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」でも可）
・除籍、改正原戸籍等も含め、被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本
・被相続人から相続人全員に繋がる戸籍謄本及び相続人全員の現在戸籍
②相続人全員の印鑑証明（被相続人の印鑑証明は不要です。）
＊遺産分割協議書がある場合は、添付をお願いします。
※なお、当該家屋について記載された遺産分割協議書の添付がある場合は、申請書の相続人欄の記入及び、印鑑証明と同じ印鑑での押印が省略できます。この場合において、変更後の登録者は署名または記名押印が必要です。
※法定相続人が1名である場合の法定相続については、②印鑑証明の添付を省略しても差し支えありません。この場合において、変更後の登録者は署名または記名押印が必要です。
※変更前の登録者については住所氏名を記入してください（押印不要）。</td></tr>
<tr><td>公正証書による場合は、下記の①②の書類を添付してください（変更後の登録者氏名は署名または記名押印）。
①公正証書
②被相続人が亡くなったことがわかる戸籍謄（抄）本
※変更前の登録者については住所氏名を記入してください（押印不要）。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【注意】相続税（国税）の対象となる場合があります。</td></tr>
<tr><td>売買</td><td>双方の印鑑証明を添付し、印鑑証明と同じ印鑑で申請書に押印してください。
＊売買契約書の写しなど所有権移転がわかるものがある場合は、添付をお願いします。
※なお、当該家屋について記載された売買契約書等の添付があり、これに記名及び印鑑証明と同じ印で押印がある者については、申請書への印鑑証明と同じ印鑑での押印が省略できます。この場合であっても、変更後の登録者は、申請書への署名または記名押印（認印可）が必要です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【注意】所得税（国税）や不動産取得税（県税）、市県民税（市税）の対象となる場合があります。</td></tr>
<tr><td>贈与</td><td>双方の印鑑証明を添付し、印鑑証明と同じ印鑑で申請書に押印してください。
＊贈与証書等の書類がある場合は、添付をお願いします。
※なお、当該家屋について記載された贈与証書等の添付があり、これに記名及び印鑑証明と同じ印で押印がある者については、申請書への印鑑証明と同じ印鑑での押印が省略できます。この場合であっても、変更後の登録者は、申請書への署名または記名押印（認印可）が必要です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【注意】贈与税（国税）や不動産取得税（県税）の対象となる場合があります。</td></tr>
</table>

〔共通事項〕

＊変更後の登録者が、市内に住所を有さない場合は、住民票の添付をお願いします。